

# 重要事項説明書

## 1. 事業者の概要

名 称 (有)介護支援サービスしろもと  
所在地 上浮穴郡久万高原町上野尻甲 697-4  
連絡先 0892-21-3383 FAX 0892-21-3386  
代表者氏名 代表取締役 城本 恵美子  
設立年月日 平成12年1月24日

## 2. 事業所の概要

名 称 小規模多機能ホーム・メサイア  
所在地 上浮穴郡久万高原町上野尻甲 535  
事業所番号 3893400030  
管理者 亀井 慶子  
連絡先 0892-21-3383 FAX 0892-21-3386  
サービス提供地域 久万高原町

## 3. 事業の目的と運営方針

### (1) 事業の目的

(有)介護支援サービスしろもとが開設する小規模多機能ホーム・メサイアは、要介護者である高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。

### (2) 運営方針

事業所の従業者は、要介護者が可能な限りの自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。

## 4. 事業所の職員体制等

- (1) 管理者 1名 (常勤)
- (2) 介護支援専門員 1名 (常勤)
- (2) 看護職員 2名 (常勤 看護師 1名、非常勤 准看護師 1名)
- (3) 介護職員 18名 (常勤 8名、非常勤 10名)
- (4) 介護助手 1名 (非常勤)

## 5. サービスの内容

### (1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

- ①日常生活の援助 日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ②健康チェック 血圧測定等、利用者の全身状態の把握
- ③機能訓練 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。
- ④食事支援
- ⑤入浴支援
- ⑥排泄支援
- ⑦送迎支援

#### (2) 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

#### (3) 宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

#### (4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

### 6. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 通いサービス 7：00～21：00  
宿泊サービス 21：00～7：00  
訪問サービス 24時間

※緊急時及び必要時においては柔軟に通い・訪問及び宿泊サービスを提供する。

### 7. サービス提供の記録等

- (1) サービス提供をした際には、あらかじめ定めた「通所介護計画書」に必要事項を記入し、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「通所介護計画」の内容に添って、サービスの提供の状況、目標達成等の状況等に関する「通所介護記録簿」その他の記録を作成し、利用者に説明のうえ交付する。
- (3) 事業者は、前2号の記録をその完結の日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費によりその写しを交付します。

### 8. サービスの利用料及び利用者負担

- (1) サービスにかかる利用料及び利用者負担金は、別紙「サービス利用料金表」のとおりです。
- (2) 居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を支払い、その後お住まいの市町村に対して保険給付分を請求することになります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合は（サービスの利用料が制度上の支給限度額を

超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅介護サービス計画を作成する際に、居宅介護支援専門員から説明の上、同意を得ることになります。)

(4) 自己負担金は、原則として現金払い(当月請求分を翌月末までにお支払い願います。)としますが、次の方法によるお支払いも可能です。

①銀行振込(当月請求分を翌月末までに、利用者の方がお振込み願います。振込手数料は利用者負担となります。)

## 9. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに前記のサービス責任者連絡先までご連絡ください。
- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。

## 10. 協力医療機関等

当小規模多機能ホームでは、下記の医療機関や歯科医療機関等に協力をいただき、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ○協力医療機関

名 称	久万高原町立病院
所在地	久万高原町久万 6 5 番地
名 称	医療法人 うつのみや内科
所在地	久万高原町久万 2 0 6 番地 5
名 称	医療法人 みかわクリニック
所在地	久万高原町上黒岩 2 9 2 0 番地
名 称	医療法人 誠志会 砥部病院
所在地	伊予郡砥部町麻生 4 0 - 1
名 称	わたなべ歯科
所在地	久万高原町久万 1 5 4

### ○協力福祉施設

名 称	社会福祉法人 喜久寿 特別養護老人ホーム 久万の里
所在地	久万高原町菅生 3 番耕地 5 8 0 番地 2 4
名 称	久万高原町立老人保健施設「あけぼの」
所在地	久万高原町久万 7 1 番地 1

## 11. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で応対いたします。

電話番号	0 8 9 2 - 2 1 - 3 3 8 3 0 9 0 - 1 0 0 2 - 4 1 3 9 (亀井) 0 9 0 - 7 5 7 5 - 6 2 3 9 (城本)
管理者	亀井 慶子
対応時間	2 4 時間

(2) 次の公的機関においても、苦情申出等ができます。

①久万高原町保健福祉課長寿介護班保険係

電話番号 0892-21-1111

②愛媛県国民健康保険団体連合会

電話番号 089-968-8700

## 1 2. 緊急時の対応方法

利用者の病状の急変など緊急の場合、利用者の主治医に連絡するとともに「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。場合によっては事業所の協力病院等で緊急治療、緊急入院などの必要な措置を講じます。

## 1 3. 事故発生時の対応方法

(1) 契約に基づくサービスの提供中に事故が生じた場合には、医療機関、ご家族及び市町村に速やかに連絡すると共に、必要な措置を講じます。

(2) 契約に基づくサービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害については賠償する責任を負い、速やかに履行いたします。

但し、急激な病変やサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為及び利用者に故意、又は過失が認められる等、事業者の責に帰すべき事由がない場合は損害賠償を負いません。

当小規模多機能ホームでは利用者の自立支援及び身体拘束ゼロを目指してサービスを提供させていただいておりますが、時に「避けることが出来ない偶発的な事故」や「不可抗力による事故」が不幸にして発生した場合、誠意をもって適切な措置を迅速に講じさせていただきます。

(3) 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

## 1 4. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

事業所で提供しているサービスの内容や課題などについて、第三者の観点から評価を行っています。

## 1 5. 運営推進会議の概要

事業所が契約者、契約者の家族、地域住民の方々に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスをすることにより、以下4項目などを達成することを目的としており、年2回自ら設置するべきもの

- ① 事業所運営の透明性の確保
- ② サービスの質の確保
- ③ 事業所による「抱え込み」の防止
- ④ 地域との連携の確保